

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 31 年 3 月 15 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800359号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800139号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和8年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年4月1日から昭和62年3月1日まで

私はA社を設立し、請求期間において、事業主として勤務していたが、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

商業登記簿謄本により、A社が昭和54年6月16日に設立され、請求者が唯一の取締役であることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録、適用事業所検索システム及びA社の所在地を管轄する年金事務所から提出された適用事業所名簿のいずれにおいても、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、同社が当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたことを確認できる関連資料及び周辺事情もない。

また、請求期間のうち、昭和54年4月1日から同年6月15日までの期間については、上記のとおり、A社が設立される前の期間であり、請求者が個人事業所の事業主であった期間であることから、厚生年金保険法(昭和29年5月19日法律第115号)第9条の規定により、請求者は、厚生年金保険の被保険者となることはできない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情がない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。